

# 岡田事務所通信

平成 27 年 6 月号 (第 118 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 医療保険制度改革関連法案成立

国民に広く負担を求める医療保険制度改革関連法が参院本会議で賛成多数で可決、成立しました。法案は国民健康保険(国保)の財政基盤を強化することを柱とする、健康保険法や国民健康保険法など 5 本の改正法をまとめた一括法です。

今回の法案に盛り込まれた主な改正案は次のとおりです。

- ・国民健康保険の運営主体を 2018 年度に市町村から都道府県に移管
- ・入院時の食事代の自己負担額を 18 年度までに1食 260 円から 460 円に引き上げ
- ・紹介状なしで大病院を受診する人は、16 年度から新たに 5000~1 万円の定額負担を義務化
- ・保険診療と保険外の自由診療を併用する「患者申出療養」の範囲拡大に向けた新制度を 16 年度に創設

## ブラック企業対策、長時間労働是正勧告時に社名公表へ 厚生労働省

厚生労働省は、いわゆる「ブラック企業」への対策として、違法な従業員の長時間労働を繰り返す大企業に対し、是正勧告の段階で社名を公表する方針を固めました。違法に月 100 時間を超える残業が行われるなどして複数の支店や営業所が是正勧告を受け、是正勧告の回数が合計で一定以上に達した時点で、組織としての問題とみなして企業名を公表するとしています。対象になるのは資本金や従業員の数が一定以上で複数の都道府県に事業所を置く大企業で、中小企業は除きます。

厚生労働省は、全国に展開する大手企業の中でも違法な長時間労働が繰り返されているケースが見られることから、ブラック企業への対策の一環として行政指導の段階で企業名を公表することにし、具体的な基準を検討していました。

## 昨年度の障害者の就職件数 8 万 4000 人に 5 年連続で最多更新

2014 年度に全国のハローワークを通じて就職した障害者はのべ 8 万 4602 人(前年度比 6719 人増)に上り、5 年連続で過去最多を更新したことが、厚生労働省のまとめで分かりました。このうち最も多かったのは鬱病や統合失調症などの精神障害者で、前年度比 17.5%増の 3 万 4538 人と大幅に増加しました。

就職先の産業別では、医療・福祉が最も多く 2 万 9453 人と全体の 34.8%を占め、次いで製造業が 1 万 1373 人、卸売業・小売業が 1 万 1360 人でした。

## 路線バス運転手の待機時間は「労働」 福岡地裁判決

北九州市営バスの嘱託運転手が乗務の合間に待機する時間について、労働時間に当たるかどうか争われた行政訴訟の判決が福岡地裁でありました。裁判長は「労働から解放されておらず、使用者の監督下にあった」として労働時間と認め、市に対し、2010~11 年分の未払い賃金として運転手 14 人に計約 1240 万円を支払うよう命じました。

市側は訴訟で、「折り返し運転で発車するまでの待機時間は運転手の休憩時間」と主張していました。判決によると、嘱託運転手の給与は時間制で、1 路線の終点に到着後、別の路線を運行するまでの待機中は賃金が支払われず、1 時間当たり 140 円の「待機加算」が支給されています。



- マイルドセブンの丘 (美瑛町) -

◆ ご存知ですか？ ◆  
【健康保険:被扶養者認定における収入要件】

健康保険制度(協会けんぽ)において被保険者の被扶養者になるための生計維持要件として同居の場合は被扶養者の年収が130万円未満(見込み)でかつ被保険者の年収の半分未満であることが必要となります。ただし被保険者の年収の半分以上であっても被保険者の年収を上回らない場合は総合的に生計維持関係を判断し、被扶養者になれる場合もあります。別居の場合は年収が130万円未満(見込み)でかつ被保険者からの仕送り額(援助額)より少ないときに被扶養者になれる。なお被保険者との続柄によっても同居・別居の条件が変わります。

## 事務所より

十勝も初夏の気持ちのよい気候となりました。梅雨のない十勝ではこの時期、毎週末のように管内各地で様々な十勝らしいイベントが行われますね。ドライブにも最高の季節。朝起きて、天気がよいと自然に何処かへ出掛けたい気持ちになりますね。この過ごしやすい初夏の十勝を思いっきり楽しみたいものです。

4月に発表された「2015年マイナビ新入社員意識調査」によりますと、「社会人生活への期待」が4年連続で減少し、「プライベート優先」が2011年の調査開始以来初めて「仕事優先」を逆転し5割を超えたほか、「仕事を通じて叶えたい夢がある」が3年連続で減少していることから、「仕事よりもプライベートを重視」する傾向が年々高まっていることが浮き彫りになりました。この結果をどう見るかは世代や立場によっても変わってくるかと思いますが、ワークライフバランスが叫ばれる昨今、プライベートの充実ぶりが仕事のモチベーションにもつながるのであれば、会社にとってもよいことかと思えます。仕事とプライベートのけじめをしっかりとつけさせ、閉塞感のない職場環境を作っていくことが経営者側の大きな役割かと思えます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

6月から7月にかけて、協会けんぽによって健康保険の被扶養者で被保険者証をお持ちの方が現在も健康保険の被扶養者としての条件を満たしているかの再確認が行われます。当事務所より確認していただきたい方のリスト等をお送りしますので、ご確認の程、どうぞよろしくお願い致します。

